

別表 1

一般飲料水（食品関係業者）水質試験検査の実施内容

種別	A	B	C
検査頻度	6月以内ごとに1回必須検査項目を実施すること。 5年以内ごとに1回別表2の検査項目を実施すること。	1年以内ごとに1回必須検査項目を実施すること。 5年以内ごとに1回別表2の検査項目を実施すること。	1年以内ごとに1回必須検査項目を実施すること。 5年以内ごとに1回A欄の必須検査項目を実施すること。
営業別	<ul style="list-style-type: none"> ・あん類製造業 ・アイスクリーム類製造業（氷菓を製造するものに限る） ・乳処理業（水を主要原料とする加工乳を製造するものに限る） ・乳製品製造業（水を主要原料とする乳飲料を製造するものに限る） ・清涼飲料水製造業 ・乳酸菌飲料製造業 ・氷雪製造業 ・醤油製造業 ・酒類製造業 ・かん詰又はびん詰食品製造業 ・豆腐製造業（凍豆腐を1年を通じて製造するものに限る） 	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食店営業・喫茶店営業 ・菓子製造業 ・アイスクリーム類製造業（A欄に該当するものを除く） ・乳処理業（A欄に該当するものを除く） ・特別牛乳さく取処理業 ・乳製品製造業（A欄に該当するものを除く） ・食肉製品製造業 ・魚肉ねり製品製造業 ・食品の冷凍又は冷蔵業 ・魚介類販売業（調理行為のあるものに限る） ・魚介類せり売り営業 ・豆腐製造業（A欄に該当するものを除く） ・納豆製造業 ・めん類製造業 ・みそ製造業 ・ソース類製造業 ・そうざい製造業 ・つけ物製造業 	<ul style="list-style-type: none"> ・乳類販売業 ・食肉販売業 ・食肉処理業 ・集乳業 ・魚介類販売業（B欄に該当するものを除く） ・食品の放射線照射業 ・氷雪販売業 ・添加物製造業 ・食用油脂製造業 ・マーガリン又はショートニング製造業 ・水産加工食品販売業
必須検査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・外観 ・亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素 定量 ・塩素イオン 定量 ・有機物等（過マンガン酸カリウム消費量） 定量 ・pH値 ・一般細菌 ・大腸菌群 	<ul style="list-style-type: none"> ・外観 ・亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素 定量 ・塩素イオン 定量 ・有機物等（過マンガン酸カリウム消費量） 定量 ・pH値 ・一般細菌 ・大腸菌群 	<ul style="list-style-type: none"> ・外観 ・pH値 ・一般細菌 ・大腸菌群
選択検査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・水源付近の環境汚染及び土壌の特質から判断して、別表2から必要と認められた検査項目を選択すること。 ・トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及び1, 1, 1-トリクロロエタンによる汚染がある場合は、必ずこの項目を選択すること。 		
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・新規営業開始時にあたっては別表2の検査項目を実施すること。 ・別に規格基準の定めがあるものについては、別途必要な検査を実施すること。 ・有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）については、有機物（全有機炭素（TOC）の量、3mg/ℓ以下）に代えてもよい。 		

別表 2

「食品製造用水」

番号	項 目 名	基 準 値
1	一般細菌	1 ml の検水で形成される集落数が 100 以下
2	大腸菌群	検出されないこと
3	シアン	0.01mg/ℓ以下
4	水銀	0.0005mg/ℓ以下
5	鉛	0.1mg/ℓ以下
6	六価クロム	0.05mg/ℓ以下
7	カドミウム	0.01mg/ℓ以下
8	ヒ素	0.05mg/ℓ以下
9	フッ素	0.8mg/ℓ以下
10	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下
11	塩素イオン	200mg/ℓ以下
12	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	10mg/ℓ以下
13	銅	1.0mg/ℓ以下
14	鉄	0.3mg/ℓ以下
15	マンガン	0.3mg/ℓ以下
16	亜鉛	1.0mg/ℓ以下
17	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/ℓ以下
18	蒸発残留物	500mg/ℓ以下
19	フェノール類	0.005mg/ℓ以下
20	陰イオン界面活性剤	0.5mg/ℓ以下
21	pH 値	5.8 以上 8.6 以下
22	臭気	異常でないこと
23	味	異常でないこと
24	色度	5 度以下
25	濁度	2 度以下
26	有機リン	0.1 mg/ℓ以下